

公衆衛生情報みやぎ

2021 6 月 号

震災・復興特集

- ・震災から10年、『あなたの心に寄り添う』… 1

行政等からの情報

- ・震災から10年，震災アスベスト調査を振り返る …… 4
- ・令和2年度宮城県環境生活部環境衛生技術職員研修「全体研修」の概要について …… 7

感染症情報

- 宮城県感染症発生動向調査情報 …… 14
- 仙台市感染症発生動向調査情報 …… 15
- 仙台市内病院病原体検出情報 …… 16

保健所からの便り

- 宮城県 …… 17
- ちょっとひと息
仙台うみの杜水族館だより …… 18
- あとなぎ …… 19



No.517

当協会ホームページで、過去3年分のバックナンバーをご覧いただけます。

震災・復興特集

震災から10年、『あなたの心に寄り添う』

森 山 英 子*

東日本大震災直後のあの時から、「自分たちは何が出来るのか？」模索しながら、走り続けてきました。それは、この状況を何とかしなければ、という強い思いでした。そして、10年、まだ10年、これからこそが「こころの復興」ではないか、の感を強くしています。

【避難所での出来事】

2011年3月下旬から宮城県医師会の依頼を受けて、仙台市、名取市、岩沼市の各避難所に「傾聴ボランティア」として入りました。その前に当会アドバイザーによる、研修を実施し、どのような心構えが必要か等を学びました。各避難所では、被災者の許可を得て、側に座らせて頂き、じっと「情緒的一体感の共有」に努めました。ある日、側に座っていた男性に「そろそろ失礼をしますね。」と声を掛けると、「もう少しいてほしい」と返事が返ってきました。私たちは、これこそが「傾聴」と感じた瞬間でした。言葉ではない、人間にとってお互いの思いは、通じるものなのです。同じ思いを共有しながら、じっとそばにいる、それだけで、通じ合えるものです。余計な励ましの言葉ではない、その気持ちだけでも支え合う事が出来ると確信しました。全国から多くのボランティアが集まりましたが、「心のケア、おことわり」の立て札が出たところもありました。当会にもそのような言葉を頂きましたので、その避難所の責任者に会いに行き、事情を伺いました。その時の被災者の状況は、「夜になると、うなされる方、奇声を上げる方がいます。」との言葉でした。「当会は無理な聴き方はしません。心に寄り添うだけです。」そして、この時期こそ「寄り添うこと」の必要性を伝え、訪問を再開させて頂きました。その時に感じたのは、もちろん未曾有の災害ですから、責任者の方もどの様に対応しているのか、様々な情報に戸惑い、模索していたと

感じます。今になって言えることは、防災の観点からも「心のケア」に関する日頃の研修の必要性を感じます。災害時の被災者の心の状態を学ぶこと等を防災の中に取り入れていく必要があると思います。

【仮設住宅集会所・茶話会、男性茶会、ランチ会】

仮設住宅集会所での茶話会は、仙台市、名取市、岩沼市、で開催してきました。夏祭り、クリスマス会、雛祭り、など、各行事に取り組み、皆さんと楽しみました。他からの支援で仮設住宅の外にベンチを置くようになると、そこに集う人たちが話をするようになり、当会もそのベンチにいる方々と話をするようになりました。その方々は男性が多く、そこでの話から当会の「男性茶会」開催に繋がりました。通常の茶話会は、圧倒的に女性が多く、男性限定の茶会は多くの男性が集まりました。そして、名取市の保健センターで開催の「ランチ会」には、名取市内の各仮設住宅から多くの男性が集まり、久しぶりに会う、津波被害の閑上の方々の交流の場にもなり、男性の皆さんに喜んで頂きました。



名取市仮設住宅男性中心の茶話会

2011年7月、米ミシガン大学からの先生を招聘し、「心のケアを考えるフォーラム」を開催。その講師の方々を仮設住宅集会所の茶会に参加して頂き、被災者と懇談しました。その中で、「傾聴の会だから話せる」等の声を多数頂きました。仮設住宅集会所の茶話会でも、孤立する

*特定非営利活動法人 仙台傾聴の会
代表理事

方もおりましたが、個別に対応し、個人宅訪問などをしながら支えてきました。保健センターからは、「傾聴の会のお陰で、被災者も変わりましたね」と労いの言葉を頂き、活動の励みになりました。

その後、復興住宅に皆さん移行され、離れ離れになり、「仮設住宅が懐かしい」と遊びに来られる方などもおりました。それほど、皆さんの繋がりが出来ていたことが伺えます。

【仙台市市民活動サポートセンターでの「茶話会」】

仙台市サポセンでの茶話会は、仙台市内みなし仮設の方々を対象に開いた「茶話会」です、近隣で開催しているお茶会がなく、「行くところがない。」との声をうけ、仙台市中心部の一番町にある、サポセン（仙台市市民活動サポートセンター）で開催し、現在も継続中です。各所からバスに乗って通ってくる人もおり、家族を亡くされた方々の話等個別に伺う事をしました。その中で、夫が行方不明の方は、何か月か来られ、漸く、お世話になった妹さんにセーターを編むことが出来るようになった、と言われ、まだ編み掛けのセーターを持参して見せてくれました。とても嬉しかった事を思い出します。その方は、その後、家を新築され、「夫がいつ帰って来ても分かるように、閑上の近くに家を建てる」といわれ、一度お邪魔した事があります。その後習い事等も再開し、前向きに生きているように感じました。また、同じように夫を亡くされた方は、傾聴を何度かした後にサポセンの向かいにある花屋さんで「自分の為の花を買った」と言い、とても嬉しかった事を思い出します。話すことで少し気持ちが上向き、それが傾聴です。

安心して話せる場があると言う事、じっくりと寄り添って話を聴く傾聴によって、信頼関係が構築されていくものと考えています。そこからこそ、前に進む力が出て、前向きに生きたいという想いが生まれると信じています。

3年位経過した頃、被災者を支えた側の方が来られました、「これまでは、一生懸命被災者に対応してきたが、自分も被災者なのに、自分の事は二の次にしてきた事で、うつ状態になってしまった。」という方です。このような支援者への対応も必要であると感じました。この方

は、よく話を聴いてもらえて、スッキリしました、と言われ、その後何度か来られました。

その後、このサポセンは、月日の経過と共に、若い非正規雇用の方も来られるようになり、仕事に対する相談は、中々職場の中では話せない、もちろん家族にも言えない悩みを話していく方が増えてきました。もちろん被災者だけではなく、このような働き方に対する悩みを抱えている方が多い現状が見えてきました。女性の働く場、非正規雇用が多くなっている社会形態にひずみを抱えている方々の増加が感じられました。そして、このサポセンは、その様な、どこでも話せない方々が自身の思いを語ることが出来る場所へと変化していきました。当法人は、今後もそのような方々へ寄り添っていきたいと考えています。

【復興住宅集会所・傾聴カフェ・箱庭カフェ】

復興住宅は、仮設住宅と違い、高層住宅の為、ドアを開けても人気は感じられない孤立的形態で、繋がり合う手立てが少ない状況があります。当会が復興住宅の方々に実施したアンケート調査によると、「近隣との関係作りを大事にしたい。」、その為に集う場所の必要性、当会が開催する「傾聴カフェ」等を継続して欲しい、との声を多数いただいています。

これまでは、目先の生活に追われ、自身の心に向き合う事が出来なかったと思われます。皆さん終の棲家となる復興住宅では、漸く自分の心に向き合う時間ができ、そこで、長い付き合いになる近隣の方々とは、良い関係でいたいと考えるのは、当然のことと言えます。集会所は、そのような方々が集う場所として、様々な団体が様々な方法で活用して、集う場の設定をしていくことが求められます。当会は、10年だから、区切りにするということではなく、これ



名取市美田園北集会所「傾聴カフェ」
2021.3.10

からこそが自身の心に向き合う時だからこそ、皆さんの心に寄り添う活動を継続していきたいと考えます。9年目にして、漸く話することが出来た、という方や、今になって、津波の恐怖がよみがえると言う方もいます。さらに10年経過の今でも話せない方々が多数おられることを考えると、胸が痛みます。これからこそが「寄り添う」心のケアが必要と考えます。だからこそ簡単に10年で区切られることではないと思いますし、「心のケア」の重要性を皆で考えていく必要があると思います。当法人は、その様な被災者の為に、箱庭療法による「箱庭カフェ」も行っており、仙台市のサポセンでも行っております。



箱庭カフェ

【県内被災地での傾聴ボランティア養成講座開催】

2012年から仙台市、各被災地で「傾聴ボランティア養成講座」を開始し、被災地での「傾聴ボランティア」の育成に寄与してきました。宮城県内で開催した養成講座からは、その地域で「傾聴ボランティア団体」の発足にも尽力し、県内10か所に傾聴ボランティア団体が設立され、傾聴活動をしており、各団体とは、ネットワークを組んで毎年、交流、研修等を行い、協力体制を構築してきました。

2017年11月亘理町で開催の養成講座に元復興大臣の吉野正芳氏が視察に訪れ、受講生と一緒に「ロールプレイング」等を行い、傾聴に触れて頂きました。福島県出身の大臣だからこそその対応のように感じました。その後、吉野正芳氏は、2018年復興大臣在任中に被災者支援をしている団体を表彰し、感謝状贈呈を行っております。



2017.11 吉野正芳復興大臣
亘理町養成講座視察

す。当法人も頂戴し、大きな励みになりました。

その養成講座からも多くの被災者が「傾聴ボランティア」として活動しています。傾聴ボランティアの皆さんは「あの時支えて頂いたから、今度は誰かの為に役に立ちたい」との思いで、参加して頂いております。

震災で繋がった大きな力で、被災者の自立支援に貢献できたと考えています。

今後も各地域に「傾聴」の輪が広がり、一人でも多くの市民に「傾聴」を知って頂き、この10年で経験し学んだことを活かしながら、当法人が目指す「支え合う社会の実現」に向け取り組んで行きたいと思っています。

震災から10年「あなたの心に寄り添う」聴き書きを発行しております。ご希望の方へ500円で送付いたします。



震災から10年、聴き書き 2021.3.11発行

行政等からの情報

震災から10年、震災アスベスト調査を振り返る

庄 司 岳 志*

1. はじめに

東日本大震災から10年が経過した。この地震の津波により本市の東部沿岸地域は甚大な被害を受けた。浸水家屋は8,110世帯、浸水面積は4,523haに及んだ。仙台市衛生研究所における被害もひどいものではあったが、津波の被害からは免れることができた。しかし、当研究所のわずか東の地区まで津波は到達しており、海岸に向かう道路には、海岸防災林として植樹されていた松の木や津波により破壊された家屋、車両、小型船舶までが流れついており、その光景は異様なものであった。

津波被災エリアへの進入は警察により規制されていたが、海岸近くの小学校に市の大気測定局が設置されていたこともあり、発災から間もない津波被災エリアに立ち入ることができた。海岸に近いこの地区では、ほとんどの建物が基礎部分を残して消失し、大量のがれきが散乱しており、アスベストが使用されていた建物があったとしても、すべてが流失したことが容易に想像できる状況であった。

一刻も早くアスベストの飛散状況の把握が必要だと感じた。当市の環境部局は早期の調査開始を目指し「環境大気中のアスベスト濃度モニタリング計画」の策定を急ぎ、当研究所もその動きに連動し検査体制の復旧を急ぎ、震災から2週間後の3月25日、アスベストのモニタリング調査を開始した。



写真1 海岸地区へ向かう道路の様子



写真2 農地に散乱するがれき



写真3 大気測定局のあった小学校

2. 測定地点の概要

アスベストの発生源としては、がれきの撤去現場、解体現場、ダンプトラックへの積み降ろし、搬入場への搬送、搬入場内での作業等が想定された。

震災によって発生したがれき等はおおよそ130万トン、仙台市は1年以内の撤去、3年以内の処理完了を目指し処理を開始した。アスベスト調査も、特にこの3年間は発生源の監視が重要となった事は言うまでもないが、市内の至る所で解体等の復旧工事が始まったことから、一般環境調査の範囲を拡大して行い、市民の生活環境の安全確認にも努めた。以下に測定を行った地点の状況を記す。

* 仙台市衛生研究所

(1) がれき搬入場

津波被災エリアの蒲生地区、荒浜地区、井戸地区には、がれき搬入場と仮設焼却炉を作ることが決定された。造成工事は3月26日に始まり、津波による倒木・流木を撤去し、急ピッチで整地が行われ、蒲生搬入場は3月30日、荒浜搬入場が4月22日、井戸搬入場が4月15日、それぞれ受け入れを開始し、ダンプトラックによるがれき搬入作業が始まった。これに伴い各搬入場でのアスベスト調査を開始した。

(2) 震災ごみ仮置き場

震災によって家庭では、家財等が著しく破損し多くの粗大ごみが発生した。市は、これらの震災ごみを一時的に保管し、市民が自己搬入できる震災ごみ仮置き場を開設した。野球場を併設するような比較的大きな公園等を利用し、震災からわずか4日後の3月15日から受け入れを開始している。最終的には市内の中心地を取り囲む形で8ヶ所、延べ面積7haの規模で開設したが、既設の清掃工場等ごみ処理体制の復旧により順次縮小し、5月10日にはすべての仮置き場を閉鎖した。この開設期間においてアスベスト調査を実施した。



写真4 荒浜搬入場での測定の様子

(3) がれき撤去現場

津波被災エリアでは、倒木した松や倒壊家屋のがれき、流出した車両など様々なものが一面に散乱していた。これらのがれき等の撤去は、まず搜索活動に伴う撤去から行われ、その後、道路がれき、宅地等に流れ込んだ宅地がれき、次いで農地がれきというように段階的に撤去作業が進められていった。作業は被災エリアを5つの地区に分けて行われ、アスベスト調査も各区画の作業の進行具合にあわせて調査を行った。

(4) 解体現場

危険建物による二次被害を防止するために、罹災証明で「全壊」「大規模半壊」となった個人家屋や中小事業者の事務所等は公費により解体され、10,504件の解体が平成26年2月末までに完了している。解体に際しては、公費解体以外の解体も含め、大気汚染防止法によりアスベストの使用が疑われる場合には事前に建材調査が行われ、環境部局への届出もなされており、適宜、環境部局の立入検査に伴いアスベスト調査を実施した。



写真6 がれきの撤去現場



写真5 震災ごみ仮置き場



写真7 解体現場の様子

(5) 一般環境測定

震災以前から定期的に調査を継続してきた定点測定地点として6地点、津波被害地域に近い住宅地で今後連続して測定し経過を観察する連続測定地点として1地点、市内全体の状況を判断するために定点測定地点を補う目的で測定する面的測定地点として小学校等5地点について調査を開始した。震災の翌年の平成24年度からは、市内の全域にわたり復旧作業が本格化してきたこともあり、小学校等を中心に面的調査を120地点ほどに拡充し、市内全体の状況把握に努めた。

3. 検査方法について

調査は、環境省の「アスベストモニタリングマニュアル 第4.0版」に従い位相差顕微鏡を用いて行った。がれき処理により木質繊維が多く浮遊していることが想定されたので、当研究所では低温灰化装置を用いて可燃性の繊維を燃焼除去し無機質総繊維数として測定している。

アスベストモニタリングマニュアル第4.0版は、震災の少し前の平成22年6月22日に改訂され、総繊維数で1本/Lの濃度を超えたサンプルについては、分析走査電子顕微鏡法にてアスベストを同定して計数することとされた。当時、当研究所では電子顕微鏡を所有していなかったため、無機質総繊維数で1本/Lの濃度を超過した場合は、宮城県の施設が有する電子顕微鏡を利用して同定し計数することとしていた。震災前に何度か、この施設を訪問して指導を受けており、必要な場合にはアスベストの同定と計数を行える体制としていた。ところが、震災によりこの施設の電子顕微鏡が被害を受け使用できなくなる事態が起こった。

4. 全国環境研協議会の分析支援

予定していた電子顕微鏡が使用できなくなったことから、当研究所から3月30日付けで全国環境研協議会を対してアスベストの同定検査に協力いただける機関の照会をお願いした。今回の地震では、関東以西の地域においても被害が大きかったと聞いていたが、関東地区を始め多くの機関から積極的な協力の申し出があった。アスベストの同定検査は、平成23年7月に当研究所に電子顕微鏡が導入されるまでの間に、地方環境研究所等、8機関の支援協力により延べ27検体の分析を行った。

5. 調査結果の概要

「環境大気中のアスベスト濃度モニタリング計画」に基づき平成26年3月までに、搬入場周辺及びがれき撤去現場等において延べ240検体、損傷した家屋の解体現場等において延べ85検体、市庁舎、学校及び公園等一般環境において延べ982検体の検査を実施した。

震災後、市内の一般環境大気中のアスベスト濃度は、WHO（世界保健機関）が示している都市における大気中アスベスト濃度（1本/L～10本/L程度）の範囲にあり、健康に影響を与えるレベルではないことが確認できた。

6. 今後のアスベスト調査

「環境大気中のアスベスト濃度モニタリング計画」はがれき処理の完了目標期間である3年を実施期間として策定されたものであるが、平成26年度以降も市内において建築物の解体が続いていることから、本計画に基づいた調査は現在も継続している。

解体工事については、全国的にもアスベストを含有する建築物が一様に耐用年数を迎えており、令和10年頃をピークとして40年頃まで続くと予測されている。

これらを背景に、令和2年には「大気汚染防止法」と「石綿障害予防規則」が解体工事におけるアスベスト規制を大幅に強化して改正され、本年4月1日以降に順次施行されている。

また、災害時のアスベスト対応については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」が、当時のマニュアルが想定できなかった大規模津波被害を想定に加え、平成29年に改正されている。

このように、アスベストに関する規制が強化される中、今後も状況に応じて適切なモニタリング調査を行っていく必要があると考えている。

7. 参考文献

- 1) 東日本大震災における震災廃棄物の記録
平成28年3月 仙台市環境局
- 2) 仙台市ホームページ アスベスト（石綿）情報
<https://www.city.sendai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/ishiwata/index.html>

令和2年度宮城県環境生活部環境衛生技術職員研修 「全体研修」の概要について

宮城県環境生活部

1. はじめに

宮城県環境生活部では、部内職員研修の一環として、環境衛生技術職員研修を開催し、技術職員の環境衛生問題に関連する最新の知識の普及や、職員の職務遂行能力の向上を図っています。

環境生活部の技術職員は、食品衛生部会、獣疫衛生部会、環境衛生部会、廃棄物部会、環境公害部会の5つの部会に分かれ、業務に関する課題について、調査・検討を行っています。

また、平成26年度からは、多様化・複雑化する環境生活行政の課題に対応するため、部内職員による企画立案型の研修である政策形成能力向上研修を実施しており、令和2年度は「災害廃棄物処理の対応力向上に向けて」、「訴求力の高い情報発信の視点から環境政策を考える」をテーマに検討を行いました。

これらの研修成果を報告し、部内職員が互いに知識を深める場として、毎年1月下旬頃に全体研修を開催しています。また、職員表彰を受賞したテーマや部会に含まれないテーマについても、それぞれの所属の独自の検討結果として全体研修で報告しています。

令和2年度は、令和3年1月29日に開催し、10テーマを口頭発表、3テーマを抄録にて紙上報告しました。この中でも、特に環境生活行政に関連する発表事項として、口頭発表2件の概要を紹介いたします。

〈口頭発表事項〉

No.	報告課題名	発表者
1	新任と畜検査員用疾病カラーアトラスの作成	【職員表彰受賞業績発表】 食肉衛生検査所 西條 怜央
2	管内小規模菓子製造業者に対する衛生管理状況調査に関するアンケート及びHACCPの考え方を取り入れた衛生管理導入のための講習会実施について	【食品衛生部会】 仙南保健福祉事務所 田中 初芽
3	宮城県産牛肉の放射性物質検査実施状況について	【食品衛生部会】 食肉衛生検査所 猪股 建太

No.	報告課題名	発表者
4	改正フロン排出抑制法に関する実態調査	【環境公害部会】 気仙沼保健福祉事務所 角田 駿哉
5	生活衛生営業施設等から寄せられた新型コロナウイルス感染症に関連する相談対応について	【環境衛生部会】 気仙沼保健福祉事務所 村上 詩緒莉
6	猫の譲渡率向上に向けた取組	【獣疫衛生部会】 東部保健福祉事務所 千葉 純子
7	譲渡動物に関する動画配信等を用いた新しい情報発信手段の検討	【獣疫衛生部会】 動物愛護センター 西村 英之
8	飼い主のいない猫を住民やボランティアなどが共同管理する「地域猫活動」の取組支援について	【仙台保健福祉事務所】 仙台保健福祉事務所 阿部 隆樹
9	災害廃棄物処理の対応力向上に向けて	【政策形成能力向上研修】 循環型社会推進課 小野寺 貴之
10	訴求力の高い情報発信の視点から環境政策を考える	【政策形成能力向上研修】 業務課 高橋 美玲

〈紙上報告事項〉

No.	報告課題名	発表者
1	環境分野におけるAI技術の適用事例	保健環境センター 太田 耕右
2	動物に関する窓口・電話対応に係る業務改善について	仙台保健福祉事務所 阿部 隆樹
3	多頭飼育事例への対応について	仙台保健福祉事務所 岩沼支所 菊地 利紀

2. 報告概要

【テーマ1】

猫の譲渡率向上に向けた取組

獣疫衛生部会

(東部保健福祉事務所(石巻保健所)
千葉 純子)

1. はじめに

石巻保健所収容施設(以下「施設」)は、狂犬病予防法に基づく抑留犬、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく飼い主から引取した犬猫、飼い主不明の犬猫及び負傷動物を、平成28年度の獣疫業務集約化以降は、登

米保健所管内の犬猫も含めて収容している。令和元年度収容状況は犬69頭（返還53.6%，譲渡43.5%），猫261頭（返還0.4%，譲渡35.6%）であった（表1）。犬は返還及び譲渡率が高い。猫は収容数が多く返還率が低い。幼齢子猫が多くを占め（86%），死亡率が高く（44.1%），譲渡率は犬と比較すると低い。過去7年間における猫の収容状況（図1）は，平成27年度の譲渡率は高かった（57.7%）が，平成28年度以降は収容数が増加し，譲渡率の維持が課題であった。そこで，平成30年度より猫の譲渡推進に重点を置いた取組を行ったので，報告する。

表1 石巻保健所収容状況（令和元年度）

	収容数 (うち90日齢以下)	返還	譲渡	収容中 死亡	センター 搬出
犬	69 (3)	37	30	0	2
猫	261 (225)	1	93	115	55

- ・猫は前期末残1頭，当期末残2頭
- ・負傷動物は除外（譲渡対象となる個体数が少ないため）

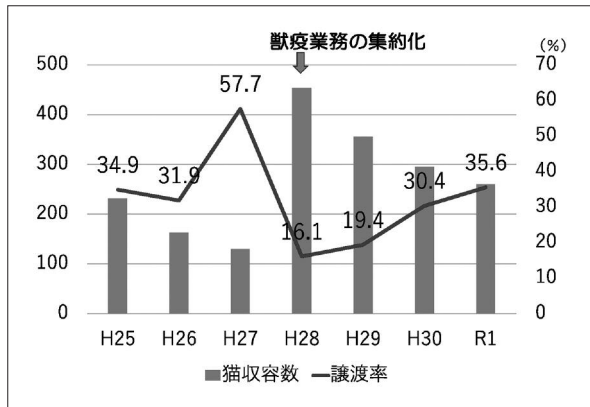


図1 石巻保健所の猫収容状況（過去7年間）

2. 方法

(1) 譲渡推進についての情報発信

イ) 掲示板の活用強化

当所では，平成25年度に掲示板を利用した譲渡動物の紹介を開始し，譲渡推進に有効であることを検証しており¹⁾，平成30年新庁舎移転時も，石巻合同庁舎1階玄関ホール内に場所を確保し，令和2年度は登米保健所入口前にも設置した。

ロ) 所ホームページの活用

譲渡対象となる猫が増えた際には，そ

の都度更新を徹底し，譲渡動物の周知を図った。

ハ) 地方新聞社との連携

令和2年11月より，石巻日日新聞に週1回，譲渡動物の紹介コラム掲載を開始した（図2）。

その他，石巻かほくへの記事投稿，石巻日日新聞の動物愛護週間にあわせた取材対応を行った。



図2 石巻日日新聞コラム

ニ) ラジオ局との連携

令和元年度より，FMラジオ（地方版）での月2回程度の放送により譲渡推進の周知を図った。

ホ) 各種講習会等の有効活用

令和元年度に理美容所の衛生講習会で，譲渡推進等，動物愛護についての話題提供を行った。

(2) 譲渡動物の健康管理

イ) 収容時の隔離

保護施設で警戒される感染症の一つに，猫汎白血球減少症があり，発生すると免疫を持たない猫の集団死を招く事態となる。施設でも令和元年度に発生があり，譲渡事業に大きな影響が生じた。対策として，これまで一定期間飼養管理し，譲渡に向け接種していたワクチンを，収容後速やかに接種する体制へと変更し，外部及び消化管内部寄生虫の駆虫薬投与処置も追加した。処置後は，一定期間隔離観察した後に譲渡対象猫を管理

する猫室へ収容した。施設は犬室，猫室が区画され，犬10頭，猫30頭ほどを収容できる。犬は近年満室となることはなく，犬室の一部を隔離場所とした。接触による感染防止のため，原則個体あるいは同腹ごとのケージで管理した。

ロ) 消毒の徹底

管理する職員及び食器等器具を介した感染拡大防止のため，消毒方法を見直した。手指消毒槽を新設し，職員はプラスチック手袋を装着し，世話をするケージを変える際に手指消毒した。入口に設置していた靴の消毒槽を施設内にも増設し，靴底消毒も徹底した。器具類消毒の際に使用する薬剤は，従来の逆性石鹼から，より抗菌スペクトルの広い次亜塩素酸ナトリウム製剤へ変更して浸漬を徹底し，すすぎ乾燥も手順化した。

ハ) 離乳前の個体の健康管理の強化

健康管理に更なる重点を置くため，個体ごとの管理台帳を作成した。幼齢子猫は，原則として離乳完了後に譲渡対象としており，段階的な離乳管理が必要となるため，台帳に給餌状況・体調・体重等を記録し，管理する職員が交代した際にも，円滑に状況把握できる体制とした。また，給餌回数を従来の1日2回から3回へ変更した。

(3) 動物愛護推進員及び関係機関との連携強化

当所管内では8名の動物愛護推進員（以下「推進員」）が活動しているが，これまで積極的な意見交換の機会がなかった。そこで，平成30年度及び令和元年度に，管内推進員会議を開催した。

また，住民からの相談は，市町職員が把握することも多いことから，市町の環境衛生部局を参集した獣疫衛生担当者会議，福祉部局を参集した「生活困窮者の不適正な多頭飼育の解決に向けた連携会議」（令和2年度初開催）の場を活用して県の譲渡事業について協力を求めた。

3. 結 果

(1) 譲渡推進についての情報発信

令和2年度第2四半期における猫の譲渡率は40.8%となり，過去3年間同期

（29.0%，30.2%，15.3%）よりも増加した（図3）。特に，個人譲渡対象者（以下「個人」）が84.5%と，登録譲渡対象者（愛護団体等）を大きく上回った（図4）。従来の個人の情報取得方法である保健所ホームページ，掲示板，知人紹介に加え，新聞を見たことによる譲渡決定が7頭（8.6%）あった。ホームページにおける発信にも努めた結果，更新回数は54回で，過去2年間（R1：35回，H30：22回）より増加した。譲渡希望者はホームページ情報をこまめに確認する傾向も把握できた。個人は県内各地から来所していた（表2）。石巻及び登米保健所管内住民が半数を占め，来所者が譲渡猫の選択を迷った際には，地域住民に身近な施設として，家族と再来所することを提案し，譲渡決定に至った。

表2 個人譲渡者居住地内訳

	人数	頭数
石巻市	18	22
東松島市	12	17
登米市	6	6
気仙沼保健所管内	2	2
大崎保健所管内	12	14
栗原保健所管内	1	1
塩釜保健所管内	4	4
塩釜保健所岩沼支所管内	2	4
仙南保健所管内	4	4
仙台市	5	6
福島県	1	1
合計	67	81

(2) 譲渡動物の健康管理

令和2年度第2四半期の猫死亡率は27.7%で，過去3年間同期（45.4%，29.4%，39.8%）のうち最も減少した（図3）。令和2年度も猫汎白血球減少症が発生（21頭センター搬出，1回発生のみ）したが，令和元年度（約70頭センター搬出，3回発生）より感染拡大規模を縮小できた。

(3) 動物愛護推進員及び関係機関との連携強化

施策実現にむけた活動目標について活発な意見交換が行われた。施設見学の機会も設けたことで，小動物開業獣医師である推進員から，管理について助言が得られた。トリマーである推進員からも協力申し出が

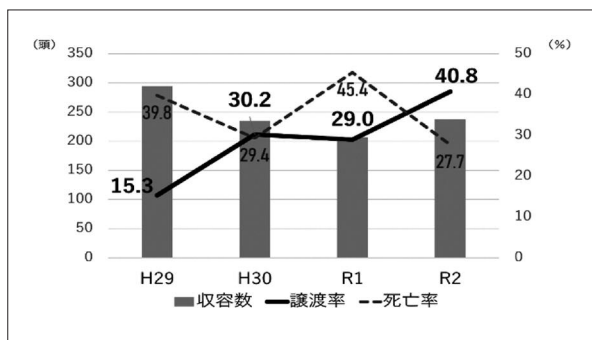


図3 猫の譲渡率推移

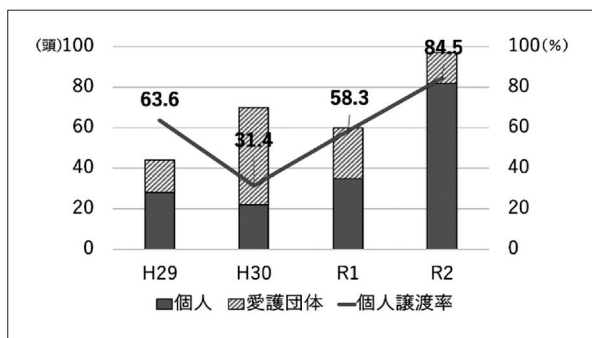


図4 猫の個人譲渡率推移

あり、後日、放浪中にゴミ等が絡みつき毛玉状となった長毛種の猫を收容した際に、トリミングを依頼し譲渡決定へ至った。市町職員との情報共有の場を設けたことで、譲渡推進に係る協働に向けた体制の構築が図られた。

4. まとめ

猫の譲渡率向上に向けて様々な取組を行った結果、譲渡率が向上し有効性が示唆された。個人譲渡率が大きく増加したことからも、情報発信に努めた結果、譲渡事業について県民へ周知できたと言える。今後は、現在県で取組を開始したTwitterやYouTube等のSNSを活用した写真及び動画投稿を行うことで、更なる周知を図りたい。譲渡率向上のためには、取組を継続していくことが重要となるが、收容数が多くなれば健康管理及び消毒の徹底が困難となる。そのため、收容数減少を図ることも今後の課題となる。取組を県全体で共有し、本県の譲渡率向上を目指していきたい。

参考文献

- 1) 宮崎麻由, 橋本直美, 櫻井雅浩: 石巻保健所における掲示板を利用した保護動物譲渡推進の取り組み: 公衆衛生情報みやぎNo.455

【テーマ2】

管内小規模菓子製造業者に対する衛生管理状況調査に関するアンケート及びHACCPの考え方を取り入れた衛生管理導入のための講習会実施について

食品衛生部会

(仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

田中初芽)

1. はじめに

仙南保健福祉事務所(以下「当所」という。)管内では、平成28年度から令和2年12月までに実施した収去検査の結果、基準を逸脱していた検体が全体の3.5%(47/1,361検体)を占めていた。特に、生菓子においては、検査を行った検体の10.4%(33/316検体)が基準を逸脱しており、管内菓子製造業者における衛生水準の向上が当所の重点課題となっている。

また、令和2年6月1日から施行された改正食品衛生法では、「Hazard Analysis and Critical Control Point(以下「HACCP」という。)に沿った衛生管理」が制度化され、1年間の猶予期間を経て、令和3年6月1日からは原則全ての事業者でHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなった。小規模事業者等は、各業界団体が作成した手引書に沿って取り組む必要があるが、導入準備ができていない事業者が多く、普及のための指導も課題となっている。

今回、管内の小規模菓子製造業者の衛生管理の問題点及びHACCPについての認知度を探り、効率的な指導のためのアンケート調査を実施した。更に、アンケート調査結果を参考にした衛生管理のポイントの解説及び手引書に沿ったHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入を支援するための講習会を実施した。

アンケート調査及び講習会の実施結果から、指導に有用な知見を得たので報告する。

2. アンケート調査について

(1) 調査時期:

令和2年7月13日から9月29日まで

(2) 対象者:

平成28年度から令和2年7月までに洋生菓子または和生菓子の収去検査を実施した管内の菓子製造業者31施設

(3) 調査方法:

調査票を郵送または直接配布し回収

- (4) 調査項目：
一般衛生管理状況及びHACCPについて
- (5) その他：
記載内容に不備があった回答は未回答として処理

3. 講習会実施について

- (1) 開催年月日：令和2年10月6日
- (2) 対象：管内菓子製造業者 17名
- (3) 内容：
 - 1) アンケート結果について
調査結果を資料にまとめ、それを基に解説した。
 - 2) 一般衛生管理について（講義）
アンケート結果及び調査事例を基に手洗い、手袋の適切な使用方法、調理器具の保管方法及び布巾の取扱い等について解説した。
 - 3) HACCPについて（講義及び実習）
講義では、従来の衛生管理手法との違い、HACCP導入のメリット及び小規模事業者が取り組むこととなるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の概要を解説した。
実習では、「HACCPの考え方を取り入れた菓子製造業における衛生管理計画作成の手引書」を参考に、いくつかの課題を用意し、衛生管理記録用紙への記入を行った。
課題1では、講習会前日に事業者が実際に店舗で実施した衛生管理の内容を記録用紙に記入した。課題2では、ゴキブリの発生、ノロウイルスの感染、原料袋の破損及び生地加熱不足等の問題が発生した際の対応を記録用紙に記入した。
実習中は当所職員が巡回し、記入方法の説明及び質問への回答等を行った。
また、白紙の衛生管理記録用紙及び手引書を配布し、各事業者で、すぐに記録を実践できるよう配慮した。
 - 4) 講習会に関するアンケート
終了後に、講習会の満足度、一般衛生管理及びHACCP（講義及び実習）に関する満足度、難しかった点等についてアンケートを実施した。

4. 結果

(1) アンケート調査結果

過去5年間に実施した収去検査で、基準の逸脱があった経歴がある12施設（以下P群）と経歴が無い9施設（以下N群）の回答結果を分けて集計を実施し、比較を行った。

以下、P群とN群で差が認められた項目を抜粋した。

1) 手洗いの水分の拭き取り

使い捨てペーパータオルの使用率は、P群62%に対し、N群は89%と高い傾向を示した（図1）。

2) 使い捨て手袋の使用

全ての作業で使用している施設は、P群62%に対し、N群は22%と低い傾向を示し、一部の作業で使用している施設は、P群15%に対し、N群は44%と高い傾向を示した（図2）。

作業ごとに交換している施設は、P群23%に対し、N群は33%と高い傾向を示した（図3）。

つまり、P群では使い捨て手袋の使用率は高い一方で、交換の頻度が低いことが判明した。

3) 調理器具の保管状況

洗浄後、水切りラック等にそのまま保管している施設は、P群46%に対し、N群は29%と低い傾向を示した（図4）。

4) HACCPの認知度

HACCP制度化を把握していた施設は、P群54%に対し、N群は89%と高い傾向を示した（図5）。

5) 記録や検査の実施状況

清掃記録を実施している者は、P群8%に対し、N群は33%と高い傾向を示した（図6）。

(2) 講習会の実施結果

講習会後のアンケート結果では、全体を通して82%が満足、ほぼ満足と回答した。また、「とてもわかりやすく不安が解消された」、「HACCPは思っていたより難しくなかった」等の感想が3件あった。

内容ごとに見ると、講義は88%が満足、ほぼ満足と回答したのに対し、実習は75%が満足、ほぼ満足と回答しており、講義と比較した場合、実習の満足度がやや低い結

果であった（図7）。

また、全体を通して一番難しいと感じた内容について、HACCPに関する講義が20%、衛生管理記録の記入（実習）が33%で、実習についてやや難しいと感じている傾向を示した（図8）。

また、「HACCPの講習をもっと多くして欲しかった」という内容の要望が3件あった。

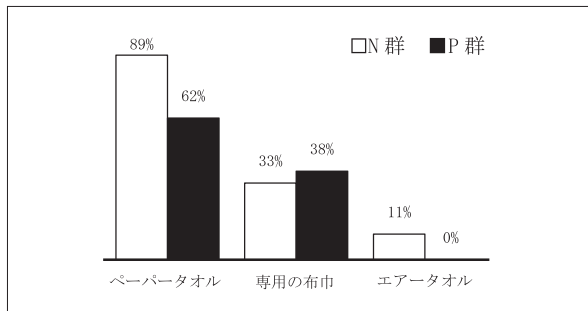


図1 手洗い後の水分の拭き取りについて

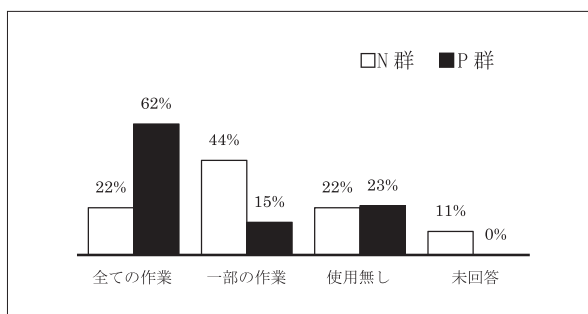


図2 使い捨て手袋の使用について

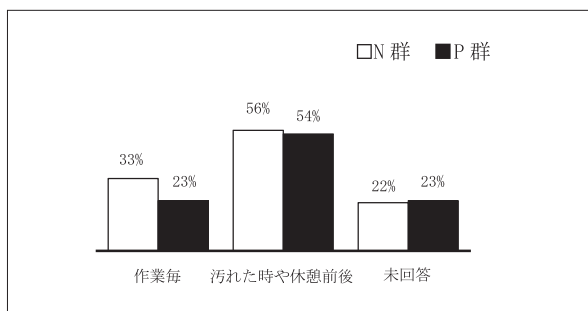


図3 使い捨て手袋の交換頻度について

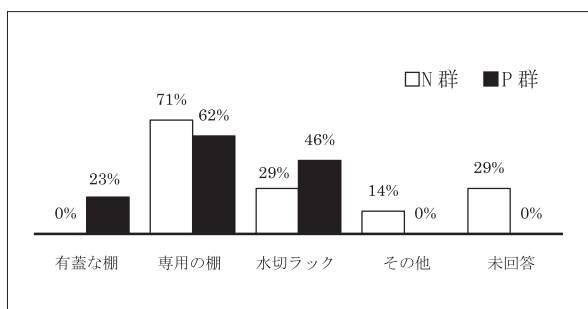


図4 調理器具の保管状況

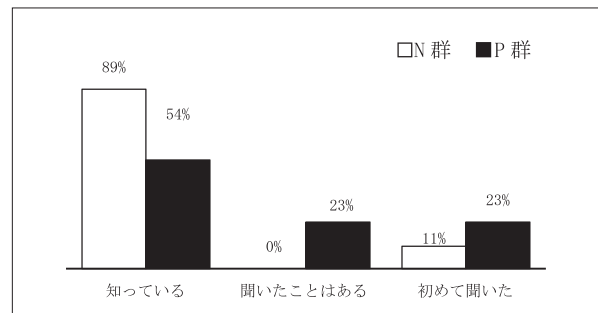


図5 HACCPの制度化について

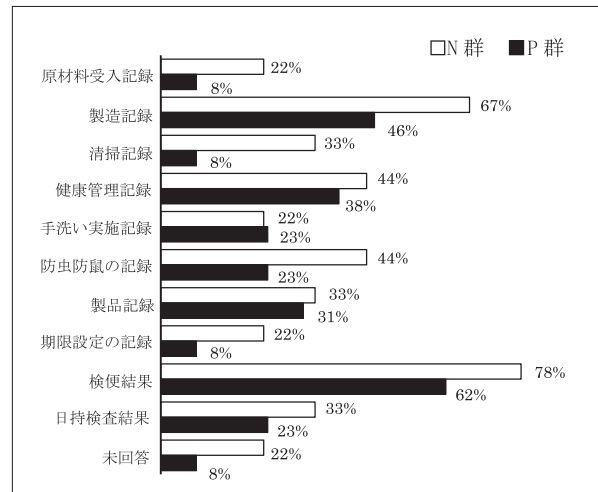


図6 記録や検査の実施状況

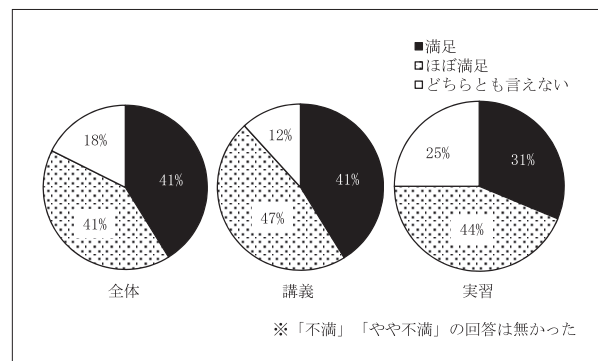


図7 講習会の満足度

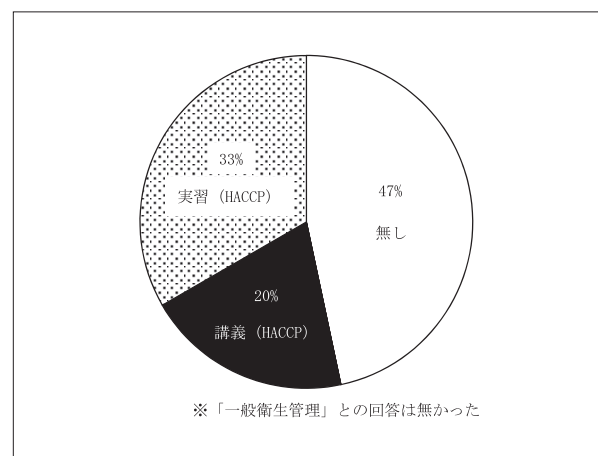


図8 難しいと感じた内容

5. 考 察

(1) アンケート調査結果について

P群とN群で回答に差があった項目から、衛生管理上の留意点を整理した。

1) 手洗い後の水分の拭き取りについて

N群でペーパータオルの使用率が高い傾向にあった。タオルや布巾等は、繰り返し使用することで汚れが蓄積し、更に湿った状態では菌が繁殖しやすいことから、手洗い後の手指を汚染する可能性が考えられる。そのため、使い捨てペーパータオルの使用が望ましいと考えられた。

2) 使い捨て手袋の使用について

P群では、全ての作業で手袋を使用している割合が高い傾向であったが、一方で交換頻度が低く、顔やドアの取手等の施設内を触ることで手袋を汚染し、食品へ汚染を広げている可能性が示唆された。

3) 調理器具の保管状況について

P群では、調理器具の洗浄後、水切りラック等にそのまま保管している割合が高い傾向にあり、水跳ね等により器具が汚染されている可能性が示唆された。

令和元年に当所で行った拭き取り調査で、シンクの隣に設置していた器具保管容器から大腸菌群が検出されたことから、シンク近くの水切りラックへの保管は汚染リスクが高いと考えられた。

4) HACCPの認知度について

N群でHACCP制度化への認知度が高く、日頃から衛生管理に対する意識が高いと考えられた。

5) 記録や検査の実施状況

N群で特に清掃記録の実施率が高い傾向にあり、記録を行うことで、清掃箇所や頻度が見える化され、やり残しの防止等に繋がると考えられた。

(2) 講習会について

講習会後のアンケートでは、概ね満足したとの結果を得ることができ、HACCPの導入促進の一助となった一方で、今後留意

すべき点も明らかとなった。

1) 実習の時間について

HACCPについてももう少し時間を取って欲しかったという要望があったことから、今後は、実習の時間を十分確保し、より満足度及び理解度を高めたい。

2) 講習会の難易度について

「HACCPについての実習が一番難しかった」という回答があった一方で、「より踏み込んだ内容を知りたかった」という意見もあった。

今回の講習会は、HACCP導入準備が出来ていない小規模菓子製造業者向けに設定して開催したが、既に導入済み、または準備を進めている事業者にとっては、もの足りない内容であり、満足度に繋がらなかった可能性が考えられた。よって、講習会を開催する際には、受講者のレベルに合わせた内容となるような配慮が重要であると考えられる。

6. 今後の展望

今回のアンケート調査の結果からは衛生管理上の留意点が、講習会の実施結果からは実習時間を十分確保すること及び事業者のレベルにあった講習会を開催すべきであるとの知見が得られた。

今後は、衛生管理上の留意点を講習会などで事業者に伝達していくと同時に、基準逸脱発生時の調査時には、それらの留意点を重点的に指導することで、発生率の低減に寄与したい。

また、小規模事業者等を対象としたHACCP導入のための講習会を積極的に開催するとともに、今回の講習会に参加した事業者に対しては、継続的なフォローアップを行い、HACCPの定着を促していきたい。

3. むすびに

今後も、環境生活部の技術職員が、本研修会を通して課題や成果の共有を図り、業務改善や事業の実施に活かしていくことで、県民の皆様から寄せられる環境生活行政への期待に応えられるよう努めていきます。

感染症情報

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和3年4月5日～令和3年5月2日、第14週～第17週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターでは、「感染症法」に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生報告と病原体の検出報告を行っています。ここでは月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		4月5日～5月2日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
疾患名	届出なし			

二類感染症

疾患名	期間・地域		4月5日～5月2日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	5	12	17	78

三類感染症

疾患名	期間・地域		4月5日～5月2日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
コレラ			0	0
細菌性赤痢			0	0
腸管出血性大腸菌感染症	1	1	2	12
腸チフス			0	0
パラチフス			0	0

四類感染症

疾患名	期間・地域		4月5日～5月2日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
E型肝炎			0	3
A型肝炎			0	0
エキノコックス症			0	0
コクシジオイデス症			0	0
つつが虫病			0	0
デング熱			0	0
日本紅斑熱			0	0
ブルセラ症			0	0
ボツリヌス症			0	0
ライム病			0	0
レジオネラ症	4		4	15
レプトスピラ症			0	0

五類感染症

疾患名	期間・地域		4月5日～5月2日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
アメーバ赤痢			0	2
ウイルス性肝炎			0	1
カルバペネム耐性腸内細菌感染症		1	1	13
急性脳炎			0	0
クリプトスポリジウム症			0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病			0	1
劇症型溶血性レンサ球菌感染症			0	6
後天性免疫不全症候群		2	2	5
ジアルジア症			0	0
侵襲性インフルエンザ菌感染症			0	1
侵襲性髄膜炎菌感染症			0	0
侵襲性肺炎球菌感染症	1	1	2	3
水痘（入院例）			0	1
梅毒	5	2	7	26
播種性クリプトコックス症			0	0
破傷風			0	0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0	0
百日咳			0	1
風しん			0	0
麻疹			0	0
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0	0

新型インフルエンザ等感染症

疾患名	期間・地域		4月5日～5月2日	2021年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
新型コロナウイルス感染症	726	160	886	※

※ 新型コロナウイルス感染症に係る届出状況については、集計システムへの反映に時間を要するケースがあり、宮城県及び仙台市の患者数に関する公表資料と差が生じております。公表資料は、次のURLの宮城県ホームページからご覧願います。
HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/02.html>

2. 定点把握疾患報告状況

【水痘】

栗原管内で第15週に流行がみられました。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病 原 体	月検出件数*	2021年累計
インフルエンザウイルス	A (H1) 型	0
	AH1pdm09	0
	A (H3) 型	2
	B型	0
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス		0
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻疹ウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	G I 群	3
	G II 群	37
	G I 群及びG II 群	0
ロタウイルス		0
サボウイルス		0
アストロウイルス		0
ライノウイルス		0
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		0
RSウイルス		5
SARS-CoV-2	71	401
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	3
	その他	0
腸管毒素産生性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 4月5日～5月2日の検出日で集計

4. トピック

RSウイルス感染症は、主に小児に上下気道炎を引き起こす代表的なウイルスであるRSウイルスによる呼吸器感染症です。県内においては例年冬期に患者が多くみられていましたが、今年は第14週から報告が続いています。RSウイルス感染症は、注意報及び警報基準値は設定されていませんが、特に栗原及び気仙沼管内で多く報告されているので注意が必要です。今後の動向を注視してください。

* 宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和3年4月5日～令和3年5月2日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第14週	第15週	第16週	第17週	第14～17週 合計
結核	3	3	2	4	12
腸管出血性大腸菌	0	0	0	1	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	0	0	1	0	1
後天性免疫不全症候群	0	0	1	1	2
侵襲性肺炎球菌感染症	0	1	0	0	1
梅毒	1	1	0	0	2
風しん	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症※	11	45	69	35	160

- ・結核
肺結核：5例
肺結核及びその他の結核：1例
その他の結核：4例
無症状病原体保有者：2例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O血清群不明 VT1VT2：1例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
Enterobacter cloacae：1例
- ・後天性免疫不全症候群
AIDS：1例
無症候性キャリア：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：1例
無症候：1例

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※2020年第36週より新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ移行し集計方法が異なるため、仙台市の公表資料とは一致していません。

最新の公表資料は、下記のURLより仙台市ホームページをご覧ください。

HP：<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第14週	第15週	第16週	第17週	第14～17週 合計
RSウイルス感染症	1	3	8	5	17
咽頭結膜熱	6	6	4	8	24
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	3	5	7	7	22
感染性胃腸炎（小児科）	46	56	79	55	236
水痘	3	2	3	1	9
手足口病	0	0	1	2	3
伝染性紅斑	1	1	0	0	2
突発性発しん	5	12	17	20	54
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	5	2	0	1	8
インフルエンザ	0	0	0	0	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	1	0	0	1	2
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	1	1
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	1	1
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	0	0	0	0	0
川崎病	0	0	1	0	1
不明発しん症	3	2	5	3	13

コメント

[咽頭結膜熱]
増減はあるが、ほぼ横ばいに推移。

[A群溶血性レンサ球菌
咽頭炎]
ほぼ横ばいに推移。
過去15年間で最も低いレベルで推移。

[感染性胃腸炎（小児科）]
第16週に増加したが、ほぼ横ばいに推移。

[突発性発しん]
第15週以降、微増を継続。
第17週は例年同時期と比較してやや多い。

[不明発しん症]
第16週は例年同時期と比較してやや多い。

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

仙台市内病院病原体検出情報

<2021年 4 月 5 日～2021年 5 月 2 日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2021年	第14週（最終） 4 月 5 日～11日	第15週（中間） 4 月12日～18日	第16週（中間） 4 月19日～25日	第17週（中間） 4 月26日～5 月 2 日
インフルエンザウイルスA(H1N1)型pdm09	0	0	0	0
A(H3N2)型	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	0	0
C型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
RSウイルス	0	2	0	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0
アデノウイルス	0	0	0	0
エンテロウイルス	0	0	0	0
ライノウイルス	0	0	0	0
単純ヘルペスウイルス	2	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1 型	0	0	0	0
2 型	0	0	0	0
3 型	0	0	0	0
4 型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
未 同 定	0	0	0	0
分離総数／検体総数	2/48	2/30	0/52	0/18

抗原検出状況

2021年	第14週 4 月 5 日～11日	第15週 4 月12日～18日	第16週 4 月19日～25日	第17週 4 月26日～5 月 2 日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0
A型	0	0	0	0
B型	0	0	0	0
RSウイルス	0	1	0	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
新型コロナウイルス	0	0	0	0
アデノ（呼吸器）	0	0	0	1
※溶連菌	0	0	1	0
アデノ（眼科）	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	0
ロタウイルス	0	0	0	0
単純ヘルペス	0	0	1	0
水痘帯状疱疹	0	0	0	0
陽性数／検体総数	0/34	1/57	2/83	1/72

コメント：第14週より、「新型コロナウイルス」の抗原迅速検出キットをスクリーニング検査として使用開始いたしました。
実施数および陽性数について「抗原検出状況」に項目を追加しましたのでご確認ください。

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

保健所からの便り

0402通知

令和3年3月11日、三重県は伊賀薬剤師会が運営する「上野センター薬局」について、医師の処方箋なしに処方箋医薬品を従業員に販売したほか、薬剤師でない事務員に軟膏の練合など調剤を行わせていたこと等が明らかとなったため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、法という。）に基づき管理者変更、業務体制整備、運営改善を命じる行政処分を行いました。

おもな行政処分の理由は、以下の4点です。

- (1) 当該薬局において、少なくとも2年前から、医師から処方箋の交付を受けていない従業員に対して、正当な理由なく、処方箋医薬品を含む医薬品を販売した。（法第49条第1項違反）
- (2) 当該薬局の従業員に対し、法で定められた文書の交付を受けずに劇薬を販売した。（法第46条第1項違反）
- (3) 当該薬局において、薬剤師でない者に軟膏の練合等の調剤を行わせた。（法第9条第1項違反）
- (4) 当該薬局の管理薬剤師は、上記の法違反等に関して、管理者としての義務を怠った。（法第8条違反）

今回の事件から、「0402通知」が、改めて注目されました。

「0402通知」とは、平成31年4月2日に、厚生労働省から各衛生主管部（局）長あて発出された「調剤業務のあり方について」という医薬・生活衛生局総務課長通知のことです。非薬剤師に薬剤師の業務補助を認める一方で薬剤師の対人業務を充実させることを目的とする内容の通知です。要約すると以下のとおりです。

1. 薬剤師の対人業務（患者対応）を充実させる。
2. 患者の服用薬について、継続した服薬指導の義務付け
3. 薬剤師の管理下で、非薬剤師が包装された錠剤を調剤（ピッキング）することができ、最終的な責任は薬剤師が負う。
4. 非薬剤師は、機械での調剤は認められるが、散剤や水剤などを取り扱えない。
5. 納品された医薬品を棚に収める行為は調剤ではなく、非薬剤師が行うことができる。
6. 薬局開設者は、当該業務に係る手順書の整備、非薬剤師に対する研修等を実施すること。

今後、薬局・薬剤師における対人業務の更なる充実が求められるなか、今一度「0402」通知を振り返ることもいかがでしょうか。

（文責：宮城県塩釜保健所長 西條 尚男）

ちょっとひと息

仙台うみの杜水族館だより vol. 1

今思うとなぜこんな夢を持っていたんだ？と思う将来の夢がみなさんにはありますか？ホワイトタイガーを触りたい、イルカと一緒に泳ぎたい、そんな単純な思いから私の小さいころの夢はホワイトタイガーの飼育員かイルカの飼育員になることでした。

そして今は、仙台うみの杜水族館で海獣ふれあいチームに所属し、ペンギン、イロワケイルカ、アザラシ、カワウソ、ビーバーなど、様々な動物の飼育展示担当をしています。



イロワケイルカ

入社当初は、普段の作業や動物の個体の名前、性格を覚えるのに精一杯で自分から率先して動物のことを見る事ができていませんでした。入社して3年目になり、個体ごとに合った給餌のやり方や接し方ができるようになってきて、動物や個体をよく見るようになり、「どうしてこの行動をしているのか？」など疑問を持つと、その疑問そのものが私の視野を広げてくれるきっかけになることがわかりました。

私たちが普通に生活していても風邪をひいたり、ケガをしたりするように、動物たちも体調が悪くなるときがあります。人間の場合、熱がある、咳がでるなどの症状を言葉で伝えることができますが、動物たちはそれができません。また、野生下では体調不良やケガをしていることを悟られてしまうと、天敵から狙われやすくなります。そのため、動物たちは体調が悪くなっても基本的に普段と変わらない泳ぎ方や歩き方をするので余計に体調の変化に気づくことが難しいのです。しかし、私たち飼育員は動物たちの体調の変化に気づかないといけません。毎日見ている動物なので、ふとしたときの彼らの行動で、体調不良を見つけられることがあります。例えば、いつもは陸で寝ていない個体が陸で寝ていたり、眠つきがいつもより悪かったりしたときです。個体をよく観察し、常に疑問

をもつことで飼育の目を養い、より良い健康管理をすることができるのです。それはつまり、動物の命を守ることにつながるわけです。もちろん、いつもと違う行動をしているからといって体



オタリア

調が悪いというわけでは必ずしもありません。そういうところは、動物を見ていておもしろいところでもありますね。

疑問を持つことは、動物の健康管理以外にも動物の研究材料を見つけるきっかけにもなります。一昨年、全国の動物園や水族館の飼育員が集まる勉強会でうみの杜水族館から、「ペンギンは何をもとに飼育員を判別しているのか」というテーマで発表しました。なぜこの課題に取り組んだのかというと、私のことを嫌っているペンギンが、同じ制服を着ている他の先輩飼育員に甘えているのを見て、「私と先輩とをどこで見分けているんだろう・・・」と不思議に思ったからです。調べてみると、ペンギンは人の顔を見分けているのではないかという結果になりました。そのため、その嫌われているペンギンに好かれるようにたくさん話かけ、今では以前に比べると仲良くなることができました！

当たり前だと思っていることでも、「どうしてだろう？」と疑問を持つことで自分の視野が広がります。みなさんの周りにもたくさんの不思議が隠れているので、疑問を持って生活してみてはいかがでしょうか。



ペンギン

(仙台うみの杜水族館 安藤菜穂)

あ と が き

この季節の仙台は杜の都と言われるように美しく青々と木々が生き茂り、歩道に目を向けると色とりどりの花が目を楽しませてくれます。とはいえ、今年もコロナ禍で外出もままならず、景色を楽しむことが難しく、そんな風景を見ると心がほっとしていた頃が懐かしく思います。

気分転換にわが家のベランダで何か植物でも育ててみようかと考えたりしますが、なかなか行動に移せずにいます。皆様は気分転換に何かされていますでしょうか。

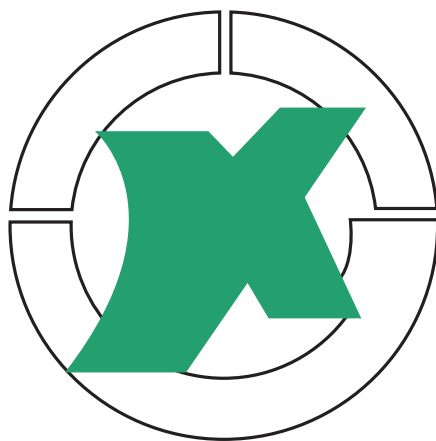
さて、本号のちょっと一息のコーナーでは、仙台うみの杜水族館様のご協力によりコラムを初掲載させていただきました。一読していただければ幸いです。

仙台市保健所便りですが、本号の掲載はお休みさせていただきます。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後も読者の皆様からのご意見・情報をお待ちしております。

（事務局：jouhou@eiseikyokai.or.jp）





記 章 の 説 明



は宮城県の地図



と公衆衛生協会の頭文字

Kを図案化したもので、Kの緑色は宮城県の色を表している。

外枠は公衆衛生協会の公を図案化したものである。

(昭和62年10月制定)

公衆衛生情報みやぎ 令和3年5月20日発行

編 集 者 公衆衛生情報みやぎ編集委員会
発 行 所 一般財団法人 宮城県公衆衛生協会
〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1
TEL 022-771-4722 FAX 022-776-8835
Eメール：jouhou@eiseikyokai.or.jp
URL：https://www.eiseikyokai.or.jp
印 刷 所 株式会社 イシカワ印刷